

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 5 2 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

仮運転免許の取消しに関する事務取扱要領の一部改正について（例規）

仮運転免許の取消しに関する事務については、「仮運転免許の取消しに関する事務取扱要領の一部改正について（例規）」（令和2年6月25日付け秋本運第549号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年度法律第32号）の施行に伴い、所要の改正を行い、令和7年3月24日から別添「仮運転免許の取消しに関する事務取扱要領」のとおり運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター行政処分係(☎735-262)

別添

仮運転免許の取消しに関する事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第106条の2の規定による仮運転免許（以下「仮免許」という。）の取消しに関する事務の取扱要領を定め、行政処分の迅速、適正な執行を図ることを目的とする。

2 弁明の機会の付与及び報告

(1) 弁明の機会の付与

警察署長、交通部交通指導課長及び交通部高速道路警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、仮免許の取消しを受ける者（以下「処分該当者」という。）に対して弁明の機会を与え、その要旨を弁明調書（別記様式第1号）に録取すること。

(2) 報告

仮免許の取消しに該当する事案の報告を受けた警察署長等は、直ちに仮免許取消し事案発生速報（別記様式第2号）を作成し、交通部運転免許センター長（以下「免許センター長」という。）に、秋田県警察総合情報システム（P-WAN）により電子メールで速報すること。

3 免許センター長の措置

(1) 処分該当者が本県に住所を有する場合の措置

免許センター長は、当該事案の内容を審査し、仮免許の取消しが相当と認められる場合で、処分該当者が本県に住所を有するときは、直ちに当該事案を報告した警察署長等に対して道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4に定める仮運転免許取消し処分通知書により、取消し処分の執行を指示すること。

(2) 処分該当者が他都道府県に住所を有する場合の措置

免許センター長は、警察署長等から他都道府県に住所を有する者に係る仮免許の取消しに該当する事案についての報告を受けたときは、直ちに事案の内容等を処分該当者の住所地を管轄する都道府県警察の行政処分事務担当課長に通知し、その依頼に基づいて当該都道府県警察の長が行う処分執行のための出頭の日時及び場所を出頭通知書（別記様式第3号）により、当該事案を報告した警察署長等を通じて処分該当者に通知すること。

(3) 他の都道府県警察の長から本県に住所を有する処分該当者について通知を受けた場合の措置

ア 免許センター長は、他の都道府県警察の行政処分事務担当課長から本県に住所を有する者の仮免許の取消しに該当する事案について通知を受けたときは、出頭の日時及び場所を指定し、当該行政処分事務担当課長に対してその出頭の通知を依頼するとともに仮免許取消し事案発生速報の写し及び出頭通知書の写しの送付を依頼する。

イ 免許センター長は、当該事案の内容を審査し、仮免許の取消しが相当と認められる場合は、処分該当者の住所地を管轄する警察署長に対して弁明の機会の付与及び弁明調書の録取を依頼するとともに、仮運転免許取消し処分通知書により、取消し

処分の執行を指示すること。

(4) 警察本部長への報告

免許センター長は、仮免許の取消しに関する事務を処理したときは、その結果を速やかに警察本部長に報告すること。

4 仮免許の取消しに係る事務処理要領

(1) 迅速な処分執行及び行政処分の上申

ア 仮免許の取消しは、原則として当該違反行為の当日に執行する。

イ 仮免許の取消しを受けた者が運転免許試験に合格した場合は、その免許を拒否又は保留し、また、現に受けている免許（以下「本免許」という。）については、これを取り消し、又は免許の効力の停止をすることとなる場合があることから、免許センター長に対して「運転免許の行政処分に関する事務処理要領の一部改正について（例規）」（令和7年3月21日付け秋本運第51号。）に規定する行政処分書を送付する。

この場合、行政処分書の上部余白に「・年・月・日仮免許取消し」と朱書きする。

(2) 仮運転免許証等の送付

処分該当者から提出された仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）のほか、弁明調書、仮運転免許取消し処分通知書の写し等の関係書類を、速やかに免許センター長に送付する。

(3) 本免許による自動車等の運転の場合でも、仮免許の取消しに該当する交通事故及び交通違反をした場合は、仮免許についても取消し処分となることから、仮免許取得の有無を確認する。

5 仮免許取消し処分者台帳の備付けと記録の保存期間

(1) 免許センター長は、仮免許取消し処分者台帳（別記様式第4号）を備え付け、所要の事項を記載の上、仮免許取消し事案発生速報、弁明調書及び仮運転免許取消し処分通知書の写しとともに8年間保存し、処分の状況を明らかにしておく。

なお、法第103条第2項各号のいずれかに該当することとなったために処分した場合は、13年間保存する。

(2) 警察署長等は、処分状況を明らかにするため、仮免許取消し処分者台帳（別記様式第5号）を備え付け、所要の事項を記入して仮免許取消し事案発生速報とともに8年間保存する。

なお、法第103条第2項各号のいずれかに該当することとなったために処分した場合は、13年間保存する。

(3) 免許センター長は、返納された仮免許証を6か月間保存すること。

なお、保存期間が終了したものは廃棄し、その状況を明らかにするため、仮免許証処理簿（別記様式6号）に記入しておく。

6 仮運転免許の取消処分の対象

(1) 道路交通法施行令第39条の3第1項第1号

ア 病気（法第103条第1項第1号）

イ 身体の障害（法第103条第1項第2号）

ウ アルコール、麻薬、覚醒剤等の中毒者（法第103条第1項第3号）

- (2) 道路交通法施行令第39条の3第1項第2号
 - ア 人身事故
 - イ 建造物損壊事故
- (3) 道路交通法施行令第39条の3第1項第3号
 - ア 措置義務違反（法第117条）
 - イ 酒酔い運転（法第117条の2第1項第1号）
 - ウ 麻薬等運転（法第117条の2第1項第3号）
 - エ 妨害運転（著しい交通の危険）（法第117条の2第1項第4号）
 - オ 無免許運転（法第117条の2の2第1項第1号）
 - カ 酒気帯び運転（法第117条の2の2第1項第3号）
 - キ 過労運転（法第117条の2の2第1項第7号）
 - ク 妨害運転（交通の危険のおそれ）（法第117条の2の2第1項第8号）
 - ケ 共同危険行為等禁止違反（法第117条の3）
 - コ 携帯電話使用等（交通の危険）（法第117条の4第1項第2号）
 - サ 最高速度違反（30キロメートル（高速自動車国道等は40キロメートル）毎時以上超過）（法第118条第1項第1号）
 - シ 緊急車（中型・準中型・普通車・二輪車）無資格運転（法第118条第1項第5号）
 - ス 有資格者非同乗運転（法第118条第1項第6号）
 - セ 重量制限違反〔大型・中型・準中型・大特10割以上〕（法第118条第2項第1号）
 - ソ 無車検車運転（道路運送車両法第58条第1項）
 - タ 無保険車運転（自動車損害賠償保障法第5条）
- (4) 道路交通法施行令第39条の3第1項第4号
 - ア 別表第4に掲げる行為
 - イ 別表第5に掲げる行為
- (5) 道路交通法施行令第39条の3第2項
 - ア 公安委員会から臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習の通知を受けた者が、当該通知を受けた日の翌日から起算し期間が通算して1月を越えることとなるまでに、当該通知に係る臨時認知機能検査又は臨時高齢者講習を受けないと認めるとき。
 - イ 公安委員会から診断書提出命令を受けた者が、当該命令に違反したと認めるとき又は臨時適性検査の通知を受けた者が、当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき。ただし、診断書提出命令に応じないこと又は臨時適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合を除く。

別記様式第2号

仮免許取消し事案発生速報																		
発信年月日時		年 月 日 午前・午後 時 分																
発信者		長						発信取扱者										
受信者		運転免許センター長						受信取扱者										
取消し 処分 該 者	本籍																	
	住所																	
	職業							生年月日		年 月 日生			性	男				
	氏名									(歳)			別	女				
	現に受けている 免許	第一種免許	大	中	準中	普	大	大自二	普自二	小	原付	け引	第二種免許	大	中	普	大	け引
			大型	中型	準中型	普通	大特	大自二	普自二	小特	原付	け引		大型	中型	普通	大特	け引
	免許	免許証番号	第 号						年 月 日			交付公安委員会						
		免許情報記録番号	第 号						年 月 日			記録公安委員会等						
	仮免許	種別	普通・準中型 中型・大型						免許番号			第 号						
		交付年月日	年 月 日						県警察本部長交付									
教習所名																		
運転車両	車種							登録番号			号							
発生年月日時		年 月 日 午前・午後 時 分 ころ																
発生場所		秋田県 先道路上																
違反事故等		(道路交通法施行令第39条の3第1項第 号)																
特記事項 (事案の概要弁明等)																		
被害者	住所																	
	氏名等	職業	氏名			年齢	歳	性別	男・女									
	被害状態	<input type="checkbox"/> 歩行者 <input type="checkbox"/> 被疑車両同乗者 <input type="checkbox"/> 被害車両運転者 <input type="checkbox"/> 被害車両同乗者																
	被害状況	被害程度	死亡	重傷	軽傷	治療日数	傷害の部位・程度			不注意の程度	<input type="checkbox"/> 専ら <input type="checkbox"/> 専ら以外							
処分決定		決定	年 月 日 取消し・不処分						処分執行			年 月 日						

出 頭 通 知 書

年 月 日

住所

様

警察本部長

年 月 日 午前・午後 時 分ころ

における
による仮免許の取消しに関し、お聞き
したいことがありますので、下記の日時・場所に出頭してください。

記

出 頭 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分
出 頭 場 所	電話番号 () - 内線 ()
携行する物	仮運転免許証、出頭通知書、印鑑

この通知は、

警察本部長の依頼により通知するものです。

秋田県

(所属) 長

交付者

(所属名)

官職・氏名

印

仮免許の取消し処分チャート

